

習志野市教育委員会会議録  
(平成26年第4回臨時会)

- 1 期 日 平成26年8月1日(金)  
習志野市教育委員会事務局大会議室  
開会時刻 午後2時00分  
閉会時刻 午後3時20分
- 2 出席委員 委 員 長 原 田 孝  
委 員 貞 廣 齋 子  
委 員 梓 澤 キヨ子  
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 学校教育部長 辻 利 信  
生涯学習部長 広 瀬 宏 幸  
学校教育部参事 早 瀬 登美雄  
生涯学習部参事 結 城 修 一  
学校教育部次長 田久保 正 彦  
生涯学習部次長 櫻 井 健 之  
学校教育部副参事 小 熊 隆  
学校教育部副参事 井 澤 修 美  
学校教育部副参事 鈴 木 博  
教育総務課長 小野寺 良 夫  
指導課長 小 宮 健  
社会教育課長 上 野 久  
青少年課長 浅野目 俊 紀

#### 4 会議内容

原田委員長が

平成26年習志野市教育委員会第4回臨時会の開会を宣言

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第42号ないし第45号、並びに報告事項(1)を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が、

非公開部分の会議録について、議案第43号及び第44号は、教科用図書採択の業務が完了した後に、議案第45号及び報告事項(1)は、議案が市長から市議会へ提案された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

<議案第42号ないし第45号は非公開。ただし、議案第43号及び第44号については、平成26年8月31日をもって業務が完了したため、議案第45号及び報告事項(1)は平成26年9月1日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする>

#### **議案第42号 公文書公開請求に係る審査請求の裁決について (教育総務課)**

原田委員長が

公文書公開請求に係る審査請求の裁決については、植松教育長が処分庁として判断したものであることから、審議に際し、退席をお願いするところであるが、参考意見を述べる機会が想定されるため、会議に出席し発言することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小野寺教育総務課長

公文書公開請求に係る審査請求の裁決について、概要を説明

採決の結果、議案第42号は原案どおり可決された。

#### **議案第43号 平成27年度使用教科用図書の採択について (学校教育課)** (習志野市立習志野高等学校の図書)

小熊学校教育部副参事

本件は、習志野市立高等学校管理規則第15条の規定により選定された、教科用図書について、習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号の規定に基づき提案するものである。

選定に至るまでの経緯については、新教育課程への対応や学習の系統性を十分考慮し、学校内の各教科部会での検討、教務部と各教科主任等による検討の後、職員会議を経て、

校長による、公正かつ公平な選定が行われた。平成27年度から、新たに選定された教科用図書は、全日制の課程で60冊中、26冊である。新たに採用された教科書の一例として、東京書籍「新編数学Ⅱ」は、現在採用されている、数研出版「新編数学Ⅱ」と比較し、例題が豊富で、数学の見方や考え方の良さが感得でき、章末問題では応用力を高めるための問題も扱われており、数学を得意としている生徒にも対応している。また、実教出版「化学基礎」については、現在使用されている、実教出版「新版化学基礎」と比較し、工夫された図や写真が多く、生徒が理解しやすく、発展内容を含むページもあり、生徒の興味や能力に応じて取捨選択できるようになっている。選択している資料は、生徒の関心を高めるものが多く、習志野高校の生徒の向学心にあったものと判断しての採用である。

その他の採択に関しては、今年度使用した教科書会社と同じ系列の教科書を学年進行に伴い、平成27年度も使用し、生徒の系統的な学びができるように選定された。

なお、議決後、平成27年度使用の教科用図書の需要数について、千葉県教育委員会教育長あて習志野高等学校長より報告するものである、と概要を説明

原田委員長

「情報」という科目は必須単位科目だと思うが、「情報処理」や「ビジネス情報」など違う科目名で実施しても良いのか、と質問

小熊学校教育部副参事

高等学校の学習指導要領解説編の総則「第3章 教育課程の編成及び実施」の中で、専門教科・科目の履修によって、必修教科の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、普通履修教科・科目の履修の一部または全部に代えることができるとされている。また具体例として、職業教育を主とする専門学科では、各専門教科の情報に関する科目の履修により、「社会と情報」または「情報の科学」のいずれかと代替することなどが考えられるとされている。

県立商業高校にも確認したところ、同様の形で代替している学校があり、「情報」という科目名でなくても問題はない、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第43号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### 議案第44号 平成27年度使用教科用図書の採択について

(小学校、中学校及び特別支援教育の図書)

(指導課)

小宮指導課長

御説明の前に、報告並びにお詫び申し上げます。八千代市教育委員会より、教育委員会会議に於ける、「教科書採択に関する会議録」の公開部分について、習志野市と八千代市では対応が異なっているとの指摘があった、という連絡があった。本市では、去る5月28日の第4回定例会において承認された、平成26年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定については、非公開議案とはしておらず、八千代市では非公開となっていた。対応が異なっているというのは、この規約の制定についての会議録を習志野では公開、八千代では非公開、という部分である。同一の採択地区では、会議録への対応も同様にしなく

てはならないのか、県に問い合わせたところ、そのような規定はないとのことであった。しかし、こういったことで、本地区の教科書採択について不信感を招いたことは、採択そのものへの信頼が揺らぐことにもつながりかねない。今回の件は、本市と八千代市の意志の疎通が不足していたためと捉え、今後、両市で、次年度からの対応を揃えていくことで協議を重ねていく。教育委員の皆様には、今後も御理解、御協力を賜りますとともに御心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げ、報告させていただく。

なお、採択に関する調査については、各調査委員の先生方に、大変熱心に細かく教科書を調査していただいた。したがって、選定に関して、本市が公開したことによって公平性、中立性を欠くようなことは一切なかった。

それでは、平成27年度使用教科用図書の採択について、ご説明する。これは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、学校教育法第34条及び附則9条に規定され、さらに習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号に規定する、平成27年度小学校で使用する教科用図書及び特別支援学級で使用する一般図書の採択をお願いするものである。したがって本年度は、小学校で使用する11種目の文部科学省の検定を経た教科用図書と、特別支援学級で使用する一般図書について、葛南東部採択地区協議会で調査や協議を行った。

調査内容は、「内容」「組織・配列」「表現」「造本」の4つの視点で調査委員が研究調査を行い、平成26年7月29日（火）に開催した、平成26年度第2回葛南東部採択地区協議会において、それぞれの教科の調査委員から報告があった。報告後の協議会において、これまでの指導の連続性・学びの連続性や、教科の特徴等を十分に考慮して公正かつ公平に選定が行われた。特に、教科書が年によって変わることについて、児童にとっても、これまで使い慣れた教科書で安心して学習に取り組ませることは、何よりも大事なことである、ということが確認された。また、若い教員が増えてきている現状を考え、教員の負担も考慮した中で、出来る限り、現在使っている教科書を継続して使用する方向で選定した。

また、特別支援学級で使用する教科用図書については、文部科学省著作権の教科書及び学校教育法附則9条の規定による、新たに県が採択した、一般図書8冊が選定された。

なお、平成27年度に使用する中学校の教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条により、昨年度採択された平成26年度と同一の教科用図書を使用することになっている。

それでは、小学校の教科用図書から、それぞれの調査員の報告の概要について説明する。

はじめに国語・教育出版について、学習指導要領で重点化されている言語活動を軸に教科書全体が構成され、また、読書活動につながる題材も豊富で、本県の教育施策の実現に資する内容となっている。写真・挿絵・図表等の資料が適切で、児童の興味を喚起するよう工夫されており、全ての学年で上下2巻からなり、持ち運びや使いやすさにも配慮されているのが特徴となっている。

次に書写・教育出版について、児童の発達段階に応じた学習の進め方を提示し、児童が自ら考え、主体的に学習をすすめられるように工夫されており、また、毛筆学習の成果が確実に硬筆学習につながるよう配慮され、書写力の定着、補充発展に応えられる内容になっている。さらに、課題選択教材を設け、興味を持って取り組み、主体的に学習を進めていけるよう配慮されているのが特徴となっている。

次に社会・東京書籍について、学習したことを生かして、社会参画や実践活動を示し、社会に参画する資質や能力を養えるようにしている点が充実しており、また、我が国の国土や伝統文化の保護・継承の姿を取り上げ、今日的課題を重視する内容になっている。さ

らに、鮮明な写真や図表等を複数使用した構成で、児童の学習意欲を喚起し、主体的に追究したくなるように工夫されているのが特徴となっている。

次に、地図・帝国書院について、国土の定義や国土の範囲、日本の領土（竹島・尖閣諸島・北方領土など）にも向き合っている点、鳥瞰図を多くし、土地の特色を立体的に捉えやすくしている点、国際理解や防災など、総合的な学習や他の教科への広がり考えた工夫が随所に見られる点、そして、色覚に特性を持つ児童にも見やすいカラーバリエーションを含むユニバーサルデザインを取り入れている点が特徴となっている。

次に、算数・啓林館について、学年に応じた身近な場面を取り上げ、「きっかけ」や「おたすけ」といったコーナーを設けて、考える方向を示し、主体的な学習への配慮がある。また、立式の根拠を説明する場面や、ノートの書き方の例を示す「わくわく算数学習」というページを設定し、言語力の育成と共同学習を促す配慮がされている点が特徴となっている。

次に、理科・大日本図書の主な特徴について、巻頭に、各学年の重点能力を踏まえた問題解決の過程を具体的に分かりやすく示しており、また、観察・実験の方法や資料が特に豊富に掲載され、説明・探究の学習の補助として充実している。さらに、「理科のたまてばこ」や「ジャンプ」といったコーナーを設け、科学の発展に尽くした人の伝記や発展的な内容を資料として掲載し、興味・関心を高める工夫が見られる。1年間の見通しを持たせるために、全学年とも年間2冊という分冊スタイルをやめ、年間1冊になったが、他社と内容の充実度は変わらないのに、本の厚さは一番薄い、という軽量化が図られている点が特徴となっている。

次に、生活科・大日本図書について、五感を使って主体的に学習活動ができるように構成されており、また、全国各地の写真が掲載され、地域の特色を生かした活動を促すよう配慮されている。また、表情豊かな写真、色彩豊かなイラストが相まっており、行動がイメージでき、児童の活動意欲を高める配慮がされている。また、3年生以降の学習へ円滑に接続し、言語活動や観察など他教科との関連が図れるように配慮されている点が特徴となっている。

次に、音楽・教育出版について、1人1人の思いや意図を表現する学習内容になっており、思考力・判断力・表現力を育てる工夫がされている。また、郷土や諸外国の伝統音楽を豊富に取り上げ、音楽の多様さやおもしろさを感じ取れるよう配慮されている。全学年共通のテーマ曲があり、様々なジャンルの曲を取り上げ、生活や社会に興味を持てるよう工夫されており、また、季節の歌などを意図的に配列し行事や他教科への広がりが考慮されている点が特徴となっている。

次に、図画工作・開隆堂出版について、「ふりかえり」の項目を明示し、自分自身の創作活動について、4つの観点で自己評価しながら創作を進められるよう工夫されている。また、扉に画家の作品を、作家の思いを取り入れて提示して表現の喜びを味わわせたり、作品鑑賞の対象や方法を多様に示したりしている。さらに、多様な技法や作品例によって意欲を喚起している点が特徴となっている。

次に、家庭科・開隆堂出版について、2年間の学習を総合的に捉え、中学校につながるという視点から内容を構成しており、また、特にキャリア教育については、仕事をしている人の写真やイラストを取り上げて、将来につなげていけるよう工夫されている。また、他教科、総合的な学習、道徳と関連する内容が豊富にある点が特徴となっている。

次に、保健・東京書籍について、写真や新聞記事などの具体的な事例が多い点、他の教科との関連を教科名だけでなく、学習内容まで示し、学習が生かせるように工夫しており、

また、豊富な写真とイラストの掲載、親しみやすいキャラクターによる問いかけ形式を取り入れて、児童の関心を引き起こす工夫がされている点が特徴となっている。

続いて、特別支援学級で使用する教科用図書については、資料に4ページに渡って、文部科学省著作権の教科書及び学校教育法附則9条の規定による一般図書が一覧になっている。そして、新たに採択された一般図書8冊が選定された。どの図書も発達段階に応じた配慮がなされており、児童生徒の実態に応じた工夫がされているとの報告であった。

8冊の本それぞれの特徴について、最初に、国語「エリック・カールの絵本 できるかな？」は、子どもとたくさんの身近な動物たちが、頭からつま先まで順に、体の動きをまねし合いながら展開していく。その中で、動物の名前や体の部位の名称を覚えたり、いろいろな呼びかけのし方を通して語感を捉える学習をしたりすることができる。

次に同じく国語「かおかお どんなかお」は、人の顔や表情に、自然に目が向く内容になっている。言葉の部分と表情の絵の部分に分けて扱うことで、絵と言葉のマッチングの学習にも発展させることができる。

次に国語「かいて けて またかける あいうえお」は、文字に親しみ、書くことへの意欲を高める仕掛けや工夫が数多く見られる。付属のペンがいつも目に入る所についており、また、書いてもすぐに消すことが出来るため、間違えることへの抵抗が少なくなる。

次に国語「ゆっくり学ぶ子のための国語4」は、物語文・説明文・詩や作文・言葉遣いなど、1冊でいろいろな要素が盛り込まれている。子どもの発達やニーズに応じており、効果的な教材である。

次に生活・社会「はっけんずかん のりもの」は、子ども達が街で見かける乗用車やバスに始まり、最後は宇宙船が登場し、子ども達の興味関心が大きく広がっていくように工夫されている。

次に生活・社会「あそびのおうさまずかん1 からだ」は、身体の部位の名称や役割について丁寧な説明がなされており、見開きや折り込みなどを使い、身体の仕組みがダイナミックに表示されている。

次に「私たちの進路 あしたへのステップ」は、子ども達の進路に関わる必要なテーマが1つずつ丁寧に説明されており、卒業後の自立に向けて必要な、あいさつ・エチケットなど日常生活に必要な細かいソーシャルスキルが具体的に書かれている。

次に「和英えほん」は、子どもの身近な事柄を中心に、英語と日本語が対応して掲載され、英単語に触れることのできる本である。日本語が50音順に掲載され、辞書の形態をとっている。

なお、9月1日に千葉県教科用図書選定審議会委員名が公開され、また、審議会の資料についても千葉県の文書館において公開される。葛南東部採択地区協議会においても、9月1日以降、開示請求があった場合は、その請求に応じて公開することになる、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第44号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第45号 習志野市放課後児童健全育成事業条例の制定について (青少年課)

浅野目青少年課長

習志野市放課後児童健全育成事業条例は、4章12条から成る条例である。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）に対するパブリックコメントを実施したが、この基準の内容について、6月定例会で協議事項として示した内容から大きな変更はない。

まず、パブリックコメントの実施結果について説明する。平成26年6月27日から7月17日までの期間で実施し、合計11人から30件の意見が寄せられた。主な意見としては、放課後児童会の運営・受け入れに関する意見が最も多く、9件、職員の配置待遇改善に関する意見が8件、最低基準に関する意見が4件、開所時間に関する意見が2件であった。運営主体に関し、公設公営を求める意見に対しては、市の考え方として、小学校の敷地内及び校舎内での解説が難しくなった場合は、敷地外での開設も検討すること、受入体制については、今後の「習志野市子ども・子育て支援事業計画」を策定する中で、公設民営も視野に入れて検討していくこと、を回答する予定である。職員の配置待遇改善に関する意見に対しては、平成26年度より放課後児童指導員の時給単価を見直した、と回答する予定である。最低基準に関する意見に対しては、国が示す、最低基準の向上に関する事項については、厚生労働省令が、直接市を含む事業者に対し義務を課したものであることから、記述していない、と回答する予定である。

これらのパブリックコメントを踏まえた、条例案を議案第45号として上程させていただく。第1章では、この条例は小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的とすることを示している。

第2章では、育成事業の設備及び運営に関する基準については、国の基準を順守すること、運営規定及び事故発生時の対応については、習志野市独自の事項を盛り込み、国の基準以上の基準を設けている。運営規定では、習志野市暴力団排除条例第2条の暴力団及び暴力団員等の排除に関する事項を、事故発生時の対応では、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、改善策を含めた事故の処理結果を市に報告しなければならないことを、盛り込んだ。

第3章では、習志野市が実施する育成事業について示されており、育成事業の実施場所、児童会の開所時間及び休所日は規則で定めることとした。また、入会要件について、本市に住所を有し、小学校に就学中の児童であること、入会の許可について、市長の許可を受けなければならないこと、利用の制限について、児童が感染症の疾病を有し、校長から小学校の出席停止を指示されている場合その他児童会の管理運営上支障があり、不相当と認められた場合は、児童会の利用を制限することができること、を示している。

第4章雑則では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めること、平成13年条例第1号「習志野市放課後児童健全育成次号条例」は廃止すること、を示している、と概要を説明

梓澤委員

今年度、職員の賃上げ等の待遇改善があったが、それでもなお職員の待遇に関するパブリックコメントが寄せられている。待遇改善の経過等について、十分な説明がなされているのか。説明したのだとしたら、今回の改善に不満があるということか、と質問

浅野目青少年課長

指導員の賃金の見直しについては、指導員会の組合組織から毎年賃金改善の要望書が提出されており、それに対応している。今回の改善について不満があるかについて、近隣他市と比較した場合、船橋市は本市より明らかに時給単価が高いが、それは、本市は資格要件なしで指導員を採用しているが、船橋市は資格要件があるためである。本市と同様に公設公営で運営しているその他の市とは遜色ない時給単価である。なお、船橋市は、指導員に限らず全体的に時給単価が本市よりも高い。また、放課後児童会の指導員は市の一般職非常勤としての採用であるため、本市の臨時職員の賃金体系から逸脱した賃金設定をすることはできない。指導員に限らず、全体として、船橋市の臨時職員の時給単価は本市より高い。以上のような理由から、船橋市と比較すると時給が低くなってしまおうということは、指導員と協議をする中で、幾度となく説明してきたが、このようなパブリックコメントが寄せられてしまった、と回答

梓澤委員

現場の職員の声をしっかり受け止めてほしい。今後は、有資格者が必要になっていくと思うが、有資格者の待遇等を検討する予定はあるか、と質問

浅野目青少年課長

新制度における国の基準の中では、各児童会に有資格者を少なくとも1人は置かなければならない。もう1人は資格を持たない補助職員でも良い。本市でも、各児童会に少なくとも1人ずつは有資格者を配置していく予定である。ただし、有資格者の定義が曖昧であり、本市では保育士や教員の免許がなくとも、社会福祉事業での2年以上の実務経験があれば、有資格者とみなされる。すなわち、必ずしも免状がなくとも、一定以上の実務経験があれば、有資格者扱いをするということであるが、当然、全職員に千葉県研修を受けることを義務付ける。新制度の開始から5年間に県の研修を受ければ、有資格者として扱うという経過措置を取る。新制度での有資格者の時給単価については、現行の制度での有資格者の待遇から何らかの変更を加えて、検討していかなければならないと考えている、と回答

梓澤委員

実際の現場では、職員数は足りているか、と質問

浅野目青少年課長

不足している。指導員での雇用を求めているが、1週間のうち6日以内という勤務体系の中では、なかなかこちらが求めている人数まで集まらない。止む無く、短時間の補助職員を雇用して運営しているというのが実態である、と回答

梓澤委員

小学校1年生から6年生までと広範囲であるから、しっかりとした人材確保をしてほしい。

また、公設民営も視野に入れて検討しているとあるが、公設民営という方式で運営している市は他にあるのか、と質問



浅野目青少年課長

公設民営、民設民営を合わせると、全国的に半分くらいの自治体で何らかの形で民間が参入している、と回答

梓澤委員

これからいろいろと考えていく必要があると思う。そもそも放課後児童会という事業は就労支援という福祉活動の面も強いと思うので、保育所と同様にこども部所管にするなど、機構改革も検討してほしい、と発言

浅野目青少年課長

庁内で検討していく、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第45号は全員賛成で原案どおり可決された。

## 報告事項(1) 習志野文化ホールの今後について

(社会教育課)

上野社会教育課長

以前の教育委員会会議でも説明したが、その後、進捗があったので報告する。前回の報告以降、習志野市直営化に向けて、手続きを進めており、平成26年第3回習志野市議会定例会に、企画政策部企画政策課から、文化ホールの設置管理条例を上程する運びとなった。習志野文化ホールについては、多種多様な目的で今後も活用していくという趣旨の中で、所管は企画政策部とする方針になっている。行政財産として市長部局に位置付けること、多目的な事業に供することができること、及び指定管理者が管理運営する施設とすることが条例の中で規定される予定である。

今後の予定について、習志野文化ホールは35年の歴史を持っているので、今後の管理・運営については、ノウハウを持っている教育委員会で扱ってほしいという意向が市長部局から出ている。文化ホールの設置管理条例が可決した後、市長から教育委員会に事務委任について協議ある予定である、と概要を説明

梓澤委員

文化ホールが市の直営になることで何か変わる点はあるか、と質問

上野社会教育課長

多目的に施設を利用できるようになるが、大きく変わる点はない。今までの利用等については維持する中で市の直営とする方針で進めている、と回答

梓澤委員

事務委任についての具体例はあるか。事務委任についての市長部局との協議とは、どのような協議が想定されるか、と質問

上野社会教育課長

市長部局の施設にはなるが、文化ホールに関する全権が教育委員会に事務委任されることとなる。事務委任の具体例の1つが放課後児童会であり、放課後児童会は、市長部局から全権を事務委任されているため、教育委員会会議において審議の対象となっており、市議会等でも教育長が答弁をすることとなっている。文化ホールについても、今後も変化等があれば、教育委員会で審議していただくこととなる、と回答

梓澤委員

文化ホールは市民にとって重要な施設なので、市民の方が困らないよう、対応をお願いしたい、と発言

原田委員長

減免規定の廃止とあるが、小・中学生は今後も今まで通りの活動をする事ができるのか、と質問

上野社会教育課長

利用方法の変更については、平成27年度の利用者にはすでに案内をした。減免制度は廃止されるが、市内在住割引等はある、と回答

小熊学校教育部副参事

学校の文化ホール利用について、中学校における合唱コンクールや音楽鑑賞会等で学校が利用する場合、減免規定が廃止されることを受け、習志野市教育委員会主催または共催として予算計上していきたいと考えている。小中音楽会やならしの学校音楽祭等についても、同様の対応で維持できるようにしていきたい、と回答

原田委員長

「音楽のまち」を謳っているのだから、小・中学生が利用するときだけでも、利用料免除等の措置を取ることを検討してほしい、と発言

上野社会教育課長

教育委員会主催の場合は、教育委員会が予算計上して利用料を文化ホールに支払うので、学校教育の一環である部分に関しては、学校や児童・生徒に負担はない、と回答

原田委員長が質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

原田委員長が

平成26年習志野市教育委員会第4回臨時会の閉会を宣言